

福井大学ジュニアドクター育成塾 募集要項

募集人数	40名
募集対象	<p>次の条件をすべて満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校5・6年生及び中学生 ・理科や算数・数学、科学についての学習に強い興味と関心がある方 ・月2回程度福井大学文京キャンパスに通える方 <p>※本企画は2年間にわたる、第一段階と第二段階の二つのステップから構成されています。中学3年生は、1年目の第一段階プログラムのみ受講することができます。</p>
費用	<p>無料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊を伴う合宿形式の企画では、宿泊代や食費、連携機関による実習等で必要な教材費が自己負担となる場合があります。 ・会場までの交通費、食事代などは自己負担となります。
募集期間	平成30年7月2日(月)～7月27日(金) 必着
応募方法	<p>応募書類(応募申請書〔様式1〕と志願理由書〔様式2〕)に必要事項を記入し、下記の応募書類送付先に郵送でお送りください。</p> <p>応募書類については、次のサイトからダウンロードできます。</p> <p style="text-align: center;">http://jr-doc.net</p> <p>(ダウンロードが困難な場合は下記の連絡先にご連絡ください。)</p>
選考方法	<p>書類選考(提出された応募書類に基づいて、受講者の選抜を行います)</p> <p>8月上旬までに応募者全員に書面にて結果を通知します。</p>

【応募書類送付先・問い合わせ先】

福井大学 ジュニアドクターふくい事務局
(福井大学教育学部内)
〒910-8507 福井県福井市文京 3-9-1
E-mail : jrdoctor-fukui@ml.u-fukui.ac.jp

【事務担当】

〒910-8507
福井県福井市文京 3丁目9番1号
福井大学教育学部支援室
TEL : 0776-27-9746

1. 福井大学ジュニアドクター育成塾について

福井大学教育学部を中心に、県内の各教育機関や博物館等の科学学習関連施設が連携して、「ふるさとの活力となる地域を志向した理数系人材育成プログラム - フィールドふくいの舞台から - 」と題した、次世代を担う理数系人材育成に向けた教育プログラムを実施します。この企画は、小学校5・6年生及び中学生（義務教育学校5年生以上、中等教育学校は前期課程の生徒）を対象とし、2年間にわたる二つのステップから構成されています。1年目の第一段階プログラム「ジュニアマスターふくい養成コース」では、講義・演習・実験・グループによる活動等を通じて、科学者として必要な基礎的能力を育成します。福井県の魅力ある教育資源や人的資源である“フィールドふくい”を題材に、地域の自然や科学技術、社会事象を多角的な視点から捉える力の伸長を目指していきます。1年目の学びの履歴に基づいて選抜された約10名が2年目のプログラムを受講することができます。中学3年生は、1年目の第一段階プログラムのみ受講することができます。2年目の第二段階プログラム「ジュニアドクターふくい養成コース」では、大学等の研究室で研究者からの指導を受けて課題研究を行い、学会発表や科学コンテスト等に挑戦します。知的好奇心にあふれる広い視野の下で主体的に研究に取り組み、身につけた力を未来のふるさとにフィードバックしようとする、地域を指向した志をもつ人材の育成を目指していきます。

2. 今年度のスケジュールの概要

今回は、第一段階プログラムの第一期生の募集を行います。

■募集期間 平成30年7月2日（月）～7月27日（金）必着

■第一段階プログラムの実施期間 平成30年8月～平成31年3月

- ・平成30年8月12日（日） 開講式・オリエンテーション、第1回講座スタート
- ・月に2回程度の頻度で、土曜日または日曜日に、理科や算数・数学に関する講義や実習、科学に関連する分野の講演、野外実習、企業見学等を実施します。
- ・平成31年3月17日（日）（予定） 修了式・成果発表会

※各講座の開講スケジュールと概要については、ホームページをご覧ください。

3. 受講に際しての注意事項

- ・第一段階プログラムを修了するためには、開講されている講座の中から、定められた回数以上（目安として10講座以上）の講座を受講する必要があります。詳しくはオリエンテーションの際に説明します。
- ・講座等の実施機関（主に福井大学文京キャンパス）までの交通費は自己負担となります。野外実習や企業見学等の場合には、大学に集合して借り上げバスでの移動となる場合もあります。この場合の借り上げバス代は実施機関が負担するため不要です。
- ・受講に際して傷害保険に加入して頂きますが、傷害保険料は実施機関が負担します。